

STOCKCREW利用約款

条項	旧	新
1 IV	ユーザーは、その住所又は氏名若しくは名称その他当社に申出ている事項・・・	ユーザーは、その住所又は氏名若しくは名称、 <u>代表者</u> その他当社に申出ている事項・・・
新8	(新設) 以下、条数繰り下げ	(サービス利用の制限) 第8条 ユーザーについて次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社はユーザーに対し、受託業務約款に基づく個別契約の締結を拒絶し、STOCKCREWの利用に関してその全部又は一部を制限することができる。 (1) STOCKCREW利用料金の支払滞納 (2) 第7条に定める禁止行為に該当する行為を行いまはその疑いがあること (3) 当社が定める基準に従った入庫精度への改善を求められたにも関わらず改善がなされないとき (4) 前各号に定める他、ユーザーの行為によって、当社業務に重大な支障が生ずるとき
新9	・・・(1) 本規約又は当社とユーザーの間で適用される受託業務約款のいずれかの条項に違反した場合・・・	・・・(1) 本規約又は当社とユーザーの間で適用される受託業務約款のいずれかの条項に <u>重大な違反</u> をした場合・・・

受託業務約款

条項	新	旧
1 5 IV及びV	4 下記事業者を利用した配送業務を行う旨の出荷指示については、下記利用規約に基づくサービスの取次の申込とみなし、当該サービス利用契約は下記事業者とユーザーの間に直接成立するものとする。 記 事業者名：ヤマト運輸株式会社 利用規約：STOCKCREWユーザー向けフルフィルメントサービス利用規約 5 前項に定める運送契約に基づき発生する業務委託料等の支払いについては、第3 5条に基づく支払いとともに当社がユーザーに対する請求及び代理受領を行うものとし、ユーザーは当該請求に対する支払いをもって免責される。	削除
2 9 IV	(新設)	4 前3項に定めるほか、当社は当社ホームページ上に公表する方法その他社会通念上相当な方法において補償基準を定めることができ、当該補償基準については本受託業務約款の一部を構成する。当該補償基準と前3項の定めに矛盾・抵触が存在する場合、当該補償基準が優越するものとする。
3 5 II	(新設)	2 前項(1)の定めに関わらず、当社が保管する全貨物についての出荷指示がなされた場合及びそれに準ずるものと合理的に判断できる出荷指示がなされた場合においては、出荷日までに生じるSTOCKCREW利用料金その他の費用の支払義務と貨物の出荷義務は同時履行とする。